

「亜塩素酸ナトリウム」の使用基準の改正に係る食品健康影響評価について
(平成21年4月13日付けで食品健康影響評価を依頼した事項)

1. 経緯

食品添加物の新規指定要請の手続き等については、平成8年3月22日衛化第29号厚生省生活衛生局長通知により、指定等の要請をする者は、有効性、安全性等に関する資料を添えて厚生労働大臣あて要請書を提出することとされている。

今般、「亜塩素酸ナトリウム」の使用基準の改正について事業者より要請書が提出されたことから、食品添加物の使用基準改正の検討を開始するに当たり、食品安全基本法に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼する。

2. 亜塩素酸ナトリウムについて

亜塩素酸ナトリウムは、塩素系の漂白剤、殺菌剤の一種であり、わが国では、昭和38年7月に食品添加物として指定されている。平成17年9月に使用基準が改正されており、現在ではかすのこの調味加工品(干しかすのこ及び冷凍かすのこを除く。)、かんきつ類果皮(菓子製造に用いるものに限る。)、さくらんぼ、生食用野菜類、卵類(卵殻の部分に限る。)、ふき、ぶどう、ももに対しての使用が認められている。今回の事業者からの要請は、亜塩素酸ナトリウムの使用基準にかすのこの塩蔵加工品を追加するものである。

なお、平成20年6月19日府食第677号をもって通知のあった「亜塩素酸水」に係る食品健康影響評価の付帯事項に従い、臭素酸について、亜塩素酸ナトリウムへの混入の実態に係る調査及び規格基準の設定の必要性の検討を行っている。

3. 今後の方向

食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において、「亜塩素酸ナトリウム」の使用基準の改正について検討する。